

第25回議会運営委員会記録

令和4年7月14日

【開催日】 令和4年7月14日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時55分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

- 1 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について
- 2 会派人数について見直しのお願について
- 3 議会運営改善についての申し入れについて
- 4 その他

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 おはようございます。ただいまより第25回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく申し上げます。まず、付議

事項、申し入れ書についてですが、案件は、「山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします」ということです。申請内容、申請理由等は、皆様読んでいただいていると思いますので、これをどうするか、どう取り扱うかということをお今日は議論していきたいと思っております。まず確認ですが、現在の撮影の許可です。時々報道とかに対して撮影許可とかがあるんですが、何か特別な手続等があるんでしょうか。それと一般の方が撮影を許可してほしいということが今まであったのか。この2点についてお伺いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 1点目の手続については、今求めているものはありませんので、傍聴規則に従うとしか、事務局としては今お答えしようがないです。2点目の、これまでの件で言うと、島津が一番長いんですけど、私が来てからの平成29年以降では、ありません。それより前は島津に変わります。

島津議会事務局次長 まず、本会議の傍聴規則、委員会の傍聴規程によりますと、撮影又は録音しないこと。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないと定めておまして、現在は口頭で撮影の申入れがあり、それを議長が許可している、又は委員長が許可しているということになります。特に手続は求めておりません。それから、平成26年以降、個人の方からの撮影の申入れというのは、今までありませんでした。

大井淳一郎委員長 現状ということで、私も長らく議員をしていますが、個人の撮影というのは、多分なかった気がします。勝手にスマホで撮影してインターネットに上げた人を見たことはありますけど、基本的にはない。申入れは、こちらに正式にあるのは聞いたことはないですね。それを踏まえて、この申入れ書について、どうするかということ。報道については、口頭で申入れということ。今、申入れ書を出されております方は、許可という書き方をしておりますが、撮影を許可していただきます

ように書いてあるものの、恐らく何らかの申入れというか、許可じゃなくてフリーで撮らせてくれという意味で多分書かれておりますので、それを踏まえて、皆さんから意見を求めたいと思います。

笹木慶之委員 私自身、この申入れの意図がよく分からないところもあるので、確認しながら申し上げておきたいと思います。開かれた議会の取材、調査、研究という形になっていますが、それだけを捉えれば、方法論とすれば、撮影を許可してほしいという意図は分かるんです。ただ、使用目的がはっきりしない限りにおいては、やはりいろいろ問題が出てくる可能性もあるということです。現状でも、既にかなり電波に乗せてオープンにして、先ほどもちょっと話がありましたように、手法を講じれば撮影を許可できるという形もあるわけですから、その辺をどこまでどういう形で認めるかということになるんじゃないかなと思います。だから、善良な考え方の中で、政治活動をオープンにしていこうということであれば意義があることですが、ないとは思うものの、扱い方によっては、非常に議員の個々人に関係するような問題にもなってくるケースもあるやもしれません。だから、やはりこの辺りは、いろんな状況をよく勘案した中で、方向性を求めていくべきだろうと思います。したがって、決して否定するという意味ではなしに、方法論を駆使しながら、可能な手法を見いだして、対応していくということであれば、検討の余地があるんじゃないかと、私どもの会派では思っております。

大井淳一郎委員長 そのほか、創政会から何か考えがあればお願いします。

伊場勇委員 笹木委員にお尋ねしたいんですけど、そうしたら動画の撮影と写真の撮影とありますよね。その両方はいんじゃないのかというお考えということですよ。

笹木慶之委員 いや、先ほど申し上げたのは、それらを含めて、よく内容を皆さんで検討して、どこまでどうするかという方法論を詰めていったほう

がいいんじゃないかなと。ただし、それはただ勝手にということではなしに、やはり正規の手続を経た上でということになるろうかと思えます。

宮本政志副委員長 至誠一心会がおっしゃる、「よく内容を検討して」というのは、どういったことを考えておられるのかが分からないんですが。

笹木慶之委員 今も手続を求めているということですよ、規則や規程でね。ただし、議長の許可を受けた場合には、オーケーということで、議場で例えば報道関係についても許可しますという言い方をされていますよね。ということで、これはもう一定の目的があるわけですね。だから、許可を受けようとする者は、目的を定めて、こういうものに使いたいから許可してほしいというような手続をきちっと整理しないと、いつでも何でもオーケーということにはならんんじゃないかなと思います。我々の段階ではよく見えんところがありますからね、この文言だけでは。だから、それらを整理した上で、検討していくことはやぶさかではありませんが、その辺をどう整理されるかということだろうということですよ。

森山喜久委員 創政会で議論したのは、写真や動画は賛成の方向性、撮影を許可する方向性です。ただし、きちんとルールを決めなきゃいけないと。それは、例えばペナルティーとか、そういった部分を明文化しながら、犯した場合は、今後認めないという内容を確認しながらいくべきかなと思っています。先ほどありました規則でも、撮影又は録音しないこと、ただし、議長の許可を得たときはこの限りでないとありますし、その上にも、携帯電話等の通信機器の電源を切り、又は無音状態とすることとありますが、例えば撮影するときに音が鳴る場合もあります。そういったシャッター音が、実際にどれぐらいの響くのか。実証実験、懸念事項を洗い出して、これはどうなんだろうといったところを確認しながら、やっていく必要があるかなと思っています。

大井淳一郎委員長 何か特殊なアプリを入れれば別なんです、シャッター音

は、スマホでは普通は消せないようになっているらしいです。言われるとおり、音の話は、ちょっと考えなきゃいけないというのはありますね。

宮本政志副委員長 森山委員が言われたことなんですけども、シャッター音も、例えば本会議場に行って、実際にどれぐらい音が響くかどうかの実証をいろいろして——前提は賛成なんですよ——ただ、そういった懸念事項をいろいろ洗い出して、それがどうなのかという実証実験も含めた上で、対応も全てクリアしていったという前提で、うちの会派は、今回のこの申入れに関しては賛成するという結論なんです。参考までに、うちの会派なんですけど、この話をして、方向性とすれば、撮影の許可を、撮影の許可というか撮影を認めることはいいんですけれども、ただ、目的を事前に書いてほしいと。報道関係者は口頭となっていますけど、一般の場合は、例えば紙に目的を書いてもらうと。その目的と全く違うことになれば、ペナルティーと。そういうことがどこまでできるかということもあるんですけれども、目的を事前に書いてもらうというようなことでどうかといった意見がありました。

大井淳一郎委員長 だから、方向性は多分笹木委員、至誠一心会も認める方向だけど、何らかのルールづくりをしてほしいということですよ。笹木委員も同じですよ、そこは。

笹木慶之委員 そういうことですね。だから、閉ざされた議会ということじゃなしに、開かれた議会ということ的前提を考えるならば、やはり一定のルールを定めて、必要不可欠なものについては、それに沿う。そぐわないところについては、それはペナルティーとまでは言わないとしても、以後の取扱いについては、やはり慎重にならざるを得ないとなろうかと思えます。だから、目的に沿った使い方が整理されるならば意味のあることじゃないかということです。ただ、シャッター音のことまでは、私どもでは議論しておりません。それは次の問題であって。だから、とにかく制度をきちっと定めた中で、よしあしを決めて、手続してもらうと。

それには、ルール化が、制度化が要るということです。

大井淳一郎委員長 3会派とも方向性とすれば認める方向だけれども、何らかのルールづくりというか実証実験といったこともしていかなきゃいけないということで一致していると思いますので、9月議会からそういう運用をできることを目指して、引き続きルールづくり、どうしていくかということを決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この件については以上とします。続きまして、次が、申入書の会派人数の見直しのお願いです。こちらにつきましては、公明党議員団から出されておりました、先日、吉永議員に、委員外議員として出席していただき、趣旨について説明いただいたところです。これを踏まえて、会派人数の見直しをお願いということですが、ここに書かれてあるのは、第一歩として、政党について会派人数の見直しということですが、一般論というよりは、政党について会派人数を見直し、この前に来ていただいたときは、政党については2人から会派として認めていただきたいといった趣旨だったと思います。これについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

笹木慶之委員 私どもの会派につきましては、以前も申し上げておりましたが、政党は2人で会派として認めていくという方向性です。前回の委員会で、公明党の議員が出られたときに、あえて人数も確認しました。そのときも、文書の中には2人と書いていなかったけど、口頭で「2人」と言われたので、それを付け加えて、前提としてということです。だから、政党で2人ということが、許容範囲ということです。

大井淳一郎委員長 創政会はいかがでしょう。

伊場勇委員 当市議会は、会派について議会基本条例でも書かれておりますが、同一の理念を共有する議員であると。その者で結成するのが会派であって、会派制を敷いている議会において、政党の中ではしっかりとした理

念の共有ができているんだろうと考えております。ただ、前回吉永議員が来たときに、ほかの市も2人会派を認めているからという理由があったと思うんですが、それだけではちょっと弱いと思うんです。そこまでしっかり述べていただきたかったなというところがありますが、政党内派は2人でも認めていいんじゃないかという考えです。

大井淳一郎委員長　うちの会派でも同じ意見です。政党については、例えば3人からということは、今の議員の人数からしても、政党については恐らく2人ぐらいしか出せないし、例えばほかの会派と政党の会派が一緒になるというのも、物理的になかなか難しいでしょうということもありますので、その辺を総合的に考慮すれば、政党内派は2人から認めてもいいんじゃないかといった流れであります。

笹木慶之委員　あえて付け加えておきますが、ただし、これは政党内派として認めるということであって、議会運営委員会の出席まで届くものではない。これは別の制度がありますからね。それについては分離して考えていただきたいということです。

大井淳一郎委員長　笹木委員から話がありました。まず、これは二つ論点があって、一つが先ほどの政党について、会派人数は、具体的には2人から認めるということ。笹木委員が言われたのは、議会運営委員会は3人で1人となっていて、それとは別の問題だということです。それは、もう皆さんも共通の認識だと思います。まず前提として、前提というか前段といたしまして、政党については、会派人数は2人からということを経営運営委員会として正式に決定したいと思いますが、いかがですか。

宮本政志副委員長　事務局に確認したいんだけど、基本条例には、会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであってと書いていますよね。例えば、政党内派を認めていこうとなって、仮に、無会派の議員が、「2人で共通理念を持っています、同一の理念を持ってい

ます」と言われた場合にどうするかということがあります。政党というものを定義づけておいたほうがいいのか、あるいは、政党には属していないけども、この条例を基に、2人で無会派の人間が会派を組みたいといったときにどうするかということを、その都度議論したらいいのか。何か根拠か定義づけをしとったほうがいいんですか。

島津議会事務局次長 定義づけをしておかないといけないと思います。今、定めていますのは、申し合わせ事項128と政務活動費の条例になりますから、ここを改正しないといけないと思います。政党会派をどのように定義づけるかかということは、ちょっと即答できませんけども、どういったものが会派かというのは、明確に規定しておかないといけないと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 基本条例の文言を見ると、「できます」となっていますので、できる規定ではないかなと思います。島津が申した申し合わせ事項128は、「会派の成立要件」と明確に書いてありますので、はっきりうたうのであれば、申し合わせ事項になるのではないかなと思います。先ほどおっしゃったような政党の要件をはっきり明記するとなると、申し合わせ事項のほうになるのではないかなと思います。検討が必要でしょうけど、思い付いたところではそのように感じます。

大井淳一郎委員長 派生的なものですが、この前も話しましたが、会派の政党というのは、恐らく政党から公認を受けているということであって、例えば私は自民党員ですけど、自民党会派ではないと思うんですね。だから、そこは党員であるということと、選挙等で公認を受けているというのは違う。だから、政党会派というのは、公認であると。無所属じゃなくて、何とか党で出ていると。多分そういうことだと思うので、何か他市でありますか、定義づけが。

島津議会事務局次長 本市のホームページに各議員の所属政党も記載しており

ます。それは、選挙のときの所属で判断して出しております。

大井淳一郎委員長 だから、公明党、共産党以外は無所属というのが、本市の18人は、そうですね。その辺の線引きでしょ。

宮本政志副委員長 だから、その辺りも全部含めてもう一度精査して、3会派とも基本的には賛成ですよと言っているんですけども、会派というものを軽んじるような方向に行くのは懸念事項としてありますんで、この辺りもう少し詰めていきたいと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね。その辺を精査していかなきゃいけない。方向性は、今日定まったということにしておきます。それと別に、議運の人数なんですけど、これは2人から認めるかということもちょっと確認をしておきたいと思います。至誠一心会では別の問題だということなんですけど、これは改選前の議論では、従来どおり3人から1人ということで、政党会派を認めたとしても、委員外議員としての出席になるだろうと。そういったことになりましたが、これを踏襲していくのか、あるいは会派を政党会派とはいえ認めただから、もう正式に例外を作るのかということなんですけど、これについて何か皆さんから、一致したものがあればお願いします。

森山喜久委員 あくまでも3人以上じゃないと議運のメンバーには入らないということで、会派の中では意見として一致しております。

大井淳一郎委員長 至誠一心会はいかがですか、この話については。

笹木慶之委員 先ほどあえて申し上げましたように、あくまで現行の3人ということで、2人ではそれには届かないということです。

大井淳一郎委員長 うちの会派も、そこは従来どおり踏襲したいと思いますん

で、今、この論点についてはもう従来どおりということにしたいと思
います。政党会派のことについては、先ほど副委員長が言われたように、
確認したいこと等がありますので整理していきたいと思います。以上で、
これについては終わります。それでは続きまして、共産党議員団から出
されている件だと思います。議会運営改善についての申し入れについて
です。大きく4点についてあります。結論を出せるところは出していき
たいと思います。まず、コロナ感染対策として、文章を皆さん読んでい
ただいていると思いますが、要は全議員のPCR検査の実施と、市長に
出席参与のPCR検査の実施を求めていくことが必要ということですが、
これについて、皆さんからありますでしょうか。現在の確認をしたいと
思います。現在、私たちは検温していると思います。それから以前笹木
委員から質問があつて、コロナの疑いがある場合の対応等については、
規定じゃないけど取決めがあつて、熱があれば出てこないとか、もし熱
が出た場合にどうするかとかは、多分取決めがあつたと思います。それ
に加えて、PCR検査をすべきじゃないかというのが今回の申入れなん
ですが、皆さんいかがでしょうか。恐らく、議場に入る前にPCR検査
をして、陰性の確認を取れないと議場に入れないとか、そんなことなん
でしょうね。よく、テレビに出る人が、PCR検査をして、大丈夫な場
合に出演させているといったことを議会でもやるべきじゃないかとい
うことでしょうね。言わんとすることは分かりますが、実際にどうですか、
PCR検査を実施することについて。

笹木慶之委員 最前提の考え方でおっしゃっておられることについては理解でき
ないわけではないですけど、ただ、ここに書いてあるように、市長に対
して、議会を招集する責任としてとなっているんですが、市長はまだほ
かにも責任がいっぱいあるわけです。平常業務、市民に接する機会が随
分多いわけで、議会だけにとどまらず、いろんなところで各種各様でそ
ういった場所があるわけです。そういったことに全てを求めていくとい
うことにもつながっていくと思うんです。現実問題、行政事務が滞って
しまうんじゃないかなと思います。したがって、現行の体制下を揺るが

すことないように、きちっと整理しながら、各人がしっかり対応していくということしかないんじゃないかなと思います。これは議会側だけじゃなくて執行部の参加が入りますからね、そういうふうになるんですよ。そうすると、なぜ議会に出席するときだけそうするのかということになってくるわけで、だから、それらを含めて考えれば、現実的に無理じゃないかなと思います。

伊場勇委員 創政会としては、このPCR検査について、出席するためにというのは必要ないと考えています。もし検査するのであれば、毎日検査をしなければ意味がないのかなと思いますし、今は、しっかりしたガイドラインがありまして、それにのっとって我々も活動していますし、執行部の方もそうだと思っています。ただ、例えば、自分が人混みのところに行ったとか、やむを得なく遠出をして自覚症状があった場合とかは、自己判断で皆様実施されていると思うんです。やはり、皆さんに迷惑を掛けちゃいけないというところもありますから。ただ、感染状況を見ると、必ず全員がPCR検査をして臨むというところまでの状況には至っていないと思います。理由はそういったことです。

大井淳一郎委員長 これについては、PCR検査は実施しない、あくまでも議員個々で判断し、当然今までもしてきていますが、感染対策をしっかり講じていくという方向性でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）これはあくまでも申入れなんで、それに対しての回答になります。それでは、次、続いて本会議場での議論の活発化ということで、三つの問題が挙げられております。代表質問の見直しですね。それから、質問が市長との議論になっていないんじゃないかということで、質疑が低調であるということです。ですので、一般質問の在り方の研修や議員としての各種研修を議会として行うことが必要であると思われまして書いてあります。大きく二つに分けられるかと思います。代表質問の見直しですね。これにつきましては、これはうちの議会運営委員会でも3月の代表質問を踏まえて、代表質問をどうするかを議論していかなきゃいけないというこ

とは、これは申入書があるからというわけではなくて、従来からしていかなきゃいけないことになっておりますので、そのことです。もう1個は一般質問の研修なんですけど、こういうのが出されておりますが、実は、山口県市議会議員研修会が7月29日にあつて、この中で、以前来ていただいた土山先生に、一般質問の研修みたいなものをしていただいたことがあるんですけど、今回、質問力で高める議員力議会力ということで、オンライン開催をすることになっておりますので、これで行けるんじゃないかなと思いました。ですので、それを見て皆さんのほうで一般質問について、もうここでしっかりやっていくということですが、まず市議会議員研修会で土山先生のお話を聞いて、それから僕たちのほうでそれに加えて何かやることがあるならばやっていくということでいいですか。どうですか、これについては。一般質問の研修です。それでいいですか。

笹木慶之委員 それと、各会派があるわけですから、会派の中でしっかり具体的議論をすべきだと思います。たしかに、ここで書いてあるように、事象の確認だけで、政策を伴っていない質問が随分あるんですよね。だから、事象を確認しながら、それを今後どうするのかといったように、政策議論に入っていないと一般質問にならないと思うんですよね。だから、その辺は会派を含めて、また議員研修会を含めて、それから個人の研さんも含めて、方向性は必要だと思います。ただ、今、じゃあ議会としてどうするのかというところは、なかなか難しい問題がありますから、一つ一つ段階的に片付けていけばいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 うちの会派でも、今、新人議員が1人いますし、その方だけじゃないですけど、その方も含めて会派の中で一般質問のテーマを出してもらって、こういうふうな質問をしたほうがいいんじゃないかというのはやっていますし、創政会もリハーサルをされていると聞いています。それぞれやっているということですので、それは当然続けていただくとして、先ほども申しあげましたように、市議会議員研修会で土山先生の話聞いて、それに加えて何かやることがあるならばやっていこう

ということでよろしいですか。

森山喜久委員　それで、以前ですね、議会基本条例の研修をしようという話もあったと思うんですが、逆に言えば、基本条例の研修会の準備はどうなっているか。今確認してもいいですか。

大井淳一郎委員長　進捗状況ですね。

河口議会事務局長　基本条例の研修会という話がありましたので、パワーポイントで説明していこうということで今、読み上げ原稿とパワーポイントについては議長と協議しながら進めております。可能であれば8月に実施させていただきたいということで話をしております。

大井淳一郎委員長　ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これはこれで進めているということです。議会基本条例の研修の中で、委員長報告に対する質疑についても触れられていますので、これについて、その中でも、どのようにしたら活発化なのかというようなことも議論できるのではないかと考えております。共産党議員団が出されていることについては、ある程度できるのではないかと考えております。代表質問の見直しについては、また、折を見て、議論していかなきゃいけないと考えております。

伊場勇委員　1月21日に、創政会としては代表質問の廃止について申入れさせていただいて、考えは変わっておりませんので、それについては、またしっかり議論していただきたいと思います。

大井淳一郎委員長　分かりました。そういうことですので、うちの会派と至誠一心会でも、要望書について再度協議させていただいて、どうしていくのかをちゃんと取りまとめていきたいと思います。それでは第2点目の本会議場での議論の活発化については、以上とします。続いて、議会と執

行部の在り方です。これにつきましては、実はいろいろ書かれてありますが、結局、地域交流センターの議案の議論が十分ではない、執行部の姿勢は間違っていると。もちろん、この方々の意見として、それはそれで尊重するものですが、実際、これについてはいかがですか。だから、慎重な検討すべきではなかったんですかということなんです。これは、議会として委員会で連合審査もして、いろいろやって、それぞれの判断で結論を出していることですので、それがよくないと思う人がいるのは当然だし、それはそれでいいんじゃないのという感じなんです。いま一度、議会の在り方について検討が必要ではないかということのようです。執行部の在り方ということ、議会と執行部は二元代表制の一翼ですので、それぞれが是々非々の姿勢というのは、どの会派もどの議員も同じように思っていると思うんです。それを踏まえた上で、特定の議案について、どうこう言うのはどうかなというのはあるんですが、皆さん、どうですか。これについて、何かコメントすべきことがあれば。

伊場勇委員 議会は、議員が22人集まっているいろんな意見が集まってきます。同一意見の人間が集まっているわけじゃないので、説明が不足しているとか足りているとか、それぞれやっぱり考え方も違うと思うんですよ。不利益と書いていますけども、市民にとって不利益と思われる議案以外にも、市民にとって利益と思われる議案についても、やはり慎重に議論、検討すべきだと考えますので、在り方について検討が必要ではないかというところについては、今までどおり慎重な検討をしていくということに尽きるんじゃないでしょうか。

大井淳一郎委員長 これは一つの意見として承るというぐらいで捉えたいと思いますが、よろしいですか。

笹木慶之委員 この中で二、三、気になる発言があります。まず、問題点の指摘が行われましたが、議会として問題点の検討が行われないまま議案がそのまま採択、とありますが、私たちはそうは思っておりません。しっ

かり会派の中で議論して、その方向性、たしかに際どい部分、判断しづらい部分がありましたが、それはそれとして担当委員会で質問して問題を解決して進んでおると思っています。ただ、これから先の運営について、まだ実際に動いていないわけですから、新しい分野が入ってきてというところについては、それは未知の世界でしたからね。それはこの下に書いてあるように、議案が通ってから説明するというふうな言葉もあったかもしれませんが、それは従来の公民館活動プラス市長部局の業務が入っていくという部分については見えないところがあったから、それはそのようにあったかも分かりません。ただ、私たちはこのようには思っておりません。したがって、それは一つのこれは考え方であろうかと思いますが、それからもう1点は、やはり、それぞれの議案については、本当に真剣に協議をし、判断して進んでおると思っておりますので、今後も一層、中身を精査して、従前以上に慎重審議をしたいと思っております。会派としての統一的な考え方です。

大井淳一朗委員長　そうですよね。この点についてはよろしいですかね、以上で。はい、では続いて、第4のことについて行きます。議長と副議長は議会の代表でありということで、会派から離脱すべきではないかということがあります。私が知る限りは、議長が会派から離脱している市は、市議会は幾つか、県内にもあります。副議長については、僕は聞いたことないんですけどね。要は、特に公平性が求められる議長と副議長については、会派から離脱すべきじゃないかということなんですが、これについて、皆さんかれあればお願いします。

笹木慶之委員　まず本件については、議運で諮るべき事項でないと思っております。議長と副議長、御本人の問題であって、それは議会運営、議員と議員活動とのいわゆる接点の問題なんですよね。それは、いろんな状況を考えて、現状の議長と副議長が自ら、どうすべきだという方針を出されればいいんじゃないかなと思います。だから、議会として議運としてこうあるべきだという議論に発展すべきものではないかなと思いますが、

皆さんどうでしょうか。

伊場勇委員 会派に属したままの職務運営についてなんですが、推測ですけど、公平公正中立ではないので会派を離脱すべきじゃないとかとも取れるんですが、あくまでも、どう考えて取るか、どうイメージするかということにもなるかと思えます。もちろん議長は公平公正中立じゃなきゃいけませんし、現在の議長は公平公正中立の立場で職務を行っておられると思いますし、今までもそうだと思います。今後も、議長になられる方も、公平公正中立な立場で職務を行われていくと思いますので、離脱する必要はないと思います。

大井淳一郎委員長 うちも同じような意見です。会派に属しているからといって、職務が公平公正じゃないということはある得ないし、もしそういうことであれば、もうそれは当然それなりに、ほかの議員からもいろいろな追及があるはずですよ。少なくとも現在はもちろん、これまでの議長や副議長は、公平公正じゃなかったということはないと思っていますし、これまでもしっかりされてきたと思いますので、会派に属していない、属さないといけない、会派を離脱しなきゃいけないとは、うちも思わないところで、うちの会派も思っていないということです。

宮本政志副委員長 笹木委員がさっきおっしゃったことも、伊場委員が言われたことも、委員長が言われたこともごもつともなんですけど、この文脈では、会派を離脱するべきでしょうという理由が全く見えません。この公平公正中立というのはあくまでそういったことが言いたいのかなという前提で議論していますけど、全く意図が分かりませんし、会派に属したままの、このものを文章化して明記してくれと言っているのか、あるいは笹木委員が言われたように、これはもう議長と副議長のその都度の判断にお任せしたらいいのかというその意図もちょっとよく分かりません。ここをあんまり議論深掘りしても、そうじゃないんだと後から言われても困るので、今日しっかり委員外議員で出てもらって、この件に

ついて質疑したかったんですけど、いらっしゃらないんで、その辺りというのは、今、笹木委員、伊場委員、大井委員長が言われたところで、もう終わるんじゃないですか。

笹木慶之委員 私たちは言っておられる方の裏を読むんではなしに、書いてあることそのものを読み取ったんですよね。というのが、「議長と副議長は、議会の代表であり、会派に属したままの職務運営は改善し」とあるんですよ。会派を離脱すべきじゃないでしょうかということだけど、副議長はちょっと別として、議長が就任当時言われたのは、オール山陽小野田という言葉を使って、議会は全部で一つですよと言われて、実際やってこられているところです。その中で、もう既に半年ぐらい過ぎてきましたが、要は、先ほど言いましたように、議会運営で困ったことが起こったのかどうか。それから、議員としてのもちろん接点、会派とすれば議員となりますが、ということの中で、問題が起こっておれば、それは本人が一番分かるわけですから、議会運営で困っておられれば、離脱するということになるでしょうし、それは御本人の判断であると思うわけです。だから、このように、一般的な形で離脱すべきじゃないでしょうかという問いかけには、そういう考え方もあるのかなという程度でしか受け止められません。だから、その先をどう考えたらいいのか、どうだこうだということではなしに、いわゆる会派に属したままの職務運営は好ましくないと言っておられるんだなど。それしかない。だから、それは議長が実務上判断されることで、御本人が判断することと思っております。

大井淳一郎委員長 これについては、会派に属したままの職務運営は改善しとなっていますので、会派に属したままだと職務運営がよくないんじゃないかということなんですが、それはないと思っていますので、もし、委員外議員として出てこられたときに、どういう点で何か問題があるんだということを聞いてもいいと思いますよ、うちの身内の話ですので。はい、そういうふうに聞く機会があればやっていきたいと思います。今日

の議論も踏まえてですね、申入れされた議員団は、納得いかないところもあるでしょうから、しっかり出てきていただいて、もちろん中でやればいいと思いますので、これについては以上とします。付議事項1、2、3は以上とします。4のその他です。

高松秀樹議長 お疲れ様です。視察のことなんですが、視察を希望するという話を今の段階でちらほら聞いております。ただいま、山口県はコロナが増えており、全国的にも増えておるんですが、視察において、行くほうと受けるほうについて、今後どうしていくのかという方向性をきっちり協議されたほうがいいのかなと思っておりますので、もちろん今日すぐの結論じゃなくても結構だと思いますが、それはしっかり議運の中で話し合っしてほしいと思います。

大井淳一郎委員長 今、議長から視察についてお話がありましたが、会派の中でも委員会でも、県内も含めて、現在視察にはなかなか行けていない状況だと思います。この御時世ですので、オンライン視察というものがありまして、先進地では、オンラインの視察を受け入れているところもあります。オンラインというか視察に行くか、行くことと受けるほう、両方、うちもあると思うんですが、今議長の言われたことを各会派に持ち帰って、検討していただきたいと思います。では、以上とします。そのほか、その他のその他であればどうぞ。

笹木慶之委員 今のことなんですが、市の執行部の体制が今どうなっているかを聞かせてほしいです。例えば研修や出張にどのような制約が掛かっているのか。

島津議会事務局次長 今は、制限は特に掛かっておりません。

大井淳一郎委員長 そうですね。職員は二、三人が、あるいは1人で行くことが多いですけど、議員の視察になると、10人とかの単位で動くので、

ちょっとリスクがあるのかなということがあるのかもしれませんが。いずれにしても、今日、先ほど議長から話がありましたので、そのことも踏まえて各会派に持ち帰っていただきたいと思います。そのほか、皆さんから、よろしいですか。（発言する者あり）はい、そうですね。今、少し頭をかすめておりました。以前、笹木委員からあった、議場に飲み物を持ち込んでどうかという話なんですけど、これについて皆さん、議論を進められれば進めていきたいと思います。できれば9月議会から何らかの運用をしていきたいと思います。いかがですか、これについて。実は、うちの会派はまだ話をしていないので、結論を出すのはあれなんですけど、ちょっと進捗というか、その後話し合ったなら、それも参考にしたいです。

伊場勇委員 飲み物については、マスクをしたり、気象状況が異常になったりするときもありますし、そういったことを鑑みると、議場で飲み物はいとは考えているんですが、厳粛な場の議場の中ですので、水だけにするのかとか、飲むタイミングですとか、飲み方とかを少し精査しなきゃいけないのかなという考えです。

大井淳一郎委員長 だから、まず、それを持ち込むかどうか。そして、持ち込むとして、森響水だけにするのか。水であれば市販のものでもいいのかというのがありますし、その水以外もいいのかということもありますし、飲むタイミングだから、だから、コップを常にかんにゃいけんのか、自分でこうやって飲む人もいますので、ルール付けが必要ではないかということですよ。だから、そこをちょっと、今後、決めていかなきゃいけないと思っております。また、そのことも含めて、ちょっとうちの会派ではまだそこはし切れていないので、持って帰りたいと思います。今、創政会の方向性は分かりました。至誠一心会で、この話について……ああそうか。申入れしたぐらいだから。何かこういうところやったらいいよというアドバイスを頂ければと思います。

笹木慶之委員　まず1点目、なぜということなのですが、これは健康管理上の問題等を含めてです。しかし、とは言いながら、議場の治安のことがあるんですよ。やはり、セーブしておるといのはやっぱり異物を持ち込むということからですよ。だから、種類を1種類に決めてしまうということ、手法については、飲み方については、やっぱりルールとマナーとエチケットをきちっと定めて、外から見てから変な形にならんように、場合と時とを考えながら、それはお互い議員であって分かるじゃないですか、良識持って対応すれば。ということで、もちろんそれをはっきりと決めておったほうがいいかもしれませんが、そういう制度化した中で、決めるべきじゃないかなと。ただ、それを今、マスクをして、議会に出ておるとい現状の中でということですよ、前提論が。現実問題、口が乾くじゃないですか。物を言いづらくなる。だからそれを防ぐということです。皆さんで判断していただきたいなということです。

大井淳一郎委員長　1種類というのは森響水だけという意味ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）創成会もそうなんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それなら、判別が付きますからね。賞味期限、少し前のやつを優先的に使っていく、ローリングさせていくのがいいでしょうね。あと決めなきゃいけないのは、議員だけなのか、執行部をどうするのか。それから今後出てくるのは傍聴です。傍聴するのに水を持ち込んでもいいだろうと言う人も出てくると思うので、そこも含めて、議場全体のことを考えないといけません。傍聴者に森響水というのはちょっと難しいかもしれませんが、傍聴者のことも考えなきゃいけないので、また、今後、ルール付けをしていきたいと思います。基準を決めていきたいと思います。はい、そのほかはよろしいですか。何か事務局からあればどうぞ。

若野議会事務局議事係書記　前回の議会運営委員会で、市議会関係例規等のホームページの公表についてということで、現在もう公開させていただいていますので、この場で御報告させていただきます。

大井淳一郎委員長 すみません、まだ見ていません。例の見える化ですね。例規等、申し合わせ事項だけかな、今。ほかの可能なものは、出しているということですね。

若野議会事務局議事係書記 一応、3月定例会までの反映した例規集を全て上げていますので、申し合わせ事項もですし、ほかの条例規則等も上げております。

大井淳一郎委員長 オーケーです。ありがとうございます。以上ですが事務局もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉じます。お疲れでした。

午前10時54分 散会

令和4年（2022年）7月14日

議会運営委員長 大井 淳一郎